

市民憲章 わたくし八尾市民は 1.若い力をそだてましょう。1.あたたかい心でまじりましょう。1.みどりのまちをつくりましょう。1.文化財をたいせつにしましょう。1.働くよろこびに生きましょう。

市の動き

大そうじの季節です

ことしも大そうじの季節がやってきました。日頃、手の届かない物かげのそうじや、たたみの虫干しなど、きれいさっぱりとしたいものです。

市では、6月30日から7月27日までを、大そうじ月間にあてていますが、実施の要領がこれまでと変わっていますのでご注意ください

◎おたくの大そうじ日は右の日程のとおりです

(ことし5月から始まった不用品＝粗大ゴミ＝収集日の前日が大そうじになっています)

◎大そうじで出たゴミは、必ず翌日の朝に、おたくの軒先にお出してください

(清掃車の入らないところは、日常と同じ持ち出し場所へお出してください)

◎大そうじ日にゴミをお出しになっても収集できません

◎大そうじ日が雨のときは、8月の不用品(粗大ゴミ)収集日の前日が大そうじになります

(延期地区の新しい日程は、7月5日、20日号市政だよりでもお知らせします)

◎どうしても決められた日にできないご家庭は、都合のよい日にしていただいてもけっこうですが、ごみは不用品(粗大ゴミ)収集日にお出してください

●紙面が新しくなりました

市政だより、20日号の第4面から第7面の「市民のページ」が、このほど新しく生まれ変わりました。

第4面と第5面には『わが家の味じまん』『わたしの庭しごと』『文学教室』『統計アラカルト』『健康手帳』など、楽しい読み物を掲載しています。

第6面は、市政の諸問題について考えるキャンペーンのページです。今回は、ちびっこ広場について特集しました。

第7面は、街頭に出て、市民の皆さんにインタビューする『声の広場』です。

●ゴミの出し方

大そうじのゴミを出されるときは、次の要領でお出してください。

(1) まず、たたみ、たんす、つくえなどの粗大ゴミと、普通のゴミを区別します

(2) 粗大ゴミには『不用品』の貼り紙(縦18cm、横6.5cm)をおはりください

(3) 粗大ゴミ以外のゴミは、ポリ容器や袋ダンボールに入れるなり、古新聞にまとめて包むなりして、ひもでしばってください

(4) 準備ができたなら、隣近所の迷惑とならないよう、翌日の朝になってから、各ご家庭の軒先または日常の持ち出し場所に出してください(これまでのように、赤旗を立てませんのでそこへ捨てないようご注意ください)

なお、ゴミは必ず午前8時までににお出ください。

●大そうじの日程

【表のみかた】この表は、町名、字名の頭文字を「あいうえお」順にならべてあります。たとえば「旭ヶ丘」なら「あ」のところをご覧ください。旭ヶ丘＝12日(13日)となっているのは、大そうじ日が12日で、13日がゴミの収集日ということです。

日程中、特に6月と書いていないものは、すべて7月です。

【あ】旭ヶ丘＝12日(13日) 青山町＝19日(20日) 明美町＝20日(21日) 跡部北ノ町3丁目・跡部本町3～4丁目・跡部南ノ町＝23日(24日) 跡部北ノ町1～2丁目・跡部本町1～2丁目＝24日(25日) 相生町＝26日(27日)

【い】泉町府道八尾枚方線以東＝2日(3日) 泉町府道八尾枚方線以西＝3日(4日) 今井＝18日(19日)

【う】植松町＝26日(27日) 大字植松(国道25号線以南)＝24日(25日) 大字植松(国道25号線以北)＝27日(28日)

【お】小畑町＝5日(6日) 大竹＝6月30日(1日) 大窪＝9日(10日) 恩智外環状線以東＝16日(17日) 刑部(本村)＝17日(18日) 恩智外環状線以西＝17日(18日) 刑部住宅市道曙川1号線以東＝19日(20日) 太田＝25日(26日) 老原市道志紀3号線以西＝26日(27日) 老原市道志紀3号線以东＝27日(28日) 刑部住宅市道曙川1号線以西＝18日(19日)

【か】桂町＝2日(3日) 萱振町＝5日(6日) 上之島町北＝6月30日(1日) 上尾町4～9丁目＝6月30日(1日) 楽音寺＝6月30日(1日) 上之島町南＝11日(12日) 上尾町1～3丁目＝11日(12日) 垣内外環状線以東＝16日(17日) 柏村近鉄線以東＝16日(17日) 柏村外環状線以西＝17日(18日) 垣内近鉄線以西＝17日(18日) 亀井町＝23日(24日) 春日町＝24日(25日) 柏村外環状線以東、近鉄線以西＝21日(22日)

【き】久宝園＝3日(4日) 北本町1、2丁目市道八尾、西郡線以西＝4日(5日) 北本町3～4丁目＝4日(5日) 北本町1～2丁目市道八尾、西郡線以东＝6日(7日) 久宝寺、大字久宝寺＝7日(8日) 北久宝寺＝7日(8日) 教興寺＝16日(17日) 北亀井町＝23日(24日) 木本＝25日(26日) 北木本＝25日(26日)

【く】楠根町府道八尾枚方線以西＝3日(4日) 楠根町府道八尾枚方線以东＝4日(5日)

日) 黒谷＝9日(10日)

【こ】小阪合町＝6日(7日) 神立＝9日(10日) 郡川＝9日(10日) 五反地町＝7日(8日) 光南町＝14日(15日)

【さ】幸町府道八尾枚方線以東＝2日(3日) 佐堂町＝3日(4日) 幸町府道八尾枚方線以西＝3日(4日) 桜ヶ丘＝12日(13日) 栄町＝14日(15日)

【し】新家町＝3日(4日) 神武町＝7日(8日) 神宮寺近鉄線以東＝16日(17日) 清水町＝20日(21日) 渡川町＝14日(15日) 志紀住宅＝27日(28日) 神宮寺近鉄線以西21日(22日)

【す】末広町＝3日(4日)

【そ】荘内町＝6日(7日)

【た】高砂町＝2日(3日) 高安町南＝17日(18日) 高安町北＝17日(18日) 高美町＝20日(21日) 高町＝14日(15日) 竹淵＝23日(24日) 太子堂・大字太子堂＝24日(25日) 田井中＝27日(28日)

【ち】千塚＝9日(10日)

【つ】堤町＝11日(12日)

【て】天王寺屋敷西線以南＝27日(28日) 天王寺屋敷西線以北＝21日(22日)

【な】長池町＝5日(6日) 中田＝18日(19日) 永畑町＝26日(27日)

【に】西高安町2～5丁目＝6月30日(1日) 西高安町1丁目＝11日(12日) 西山本町＝12日(13日) 西久宝寺＝7日(8日)

【ぬ】沼＝25日(26日)

【は】服部川＝9日(10日) 八反地町＝7日(8日)

【ひ】光町＝6日(7日) 東本町3～5丁目＝6日(7日) 東山本町＝10日(11日) 東町＝10日(11日) 東山本新町＝10日(11日) 東久宝寺＝13日(14日) 東本町1～2丁目＝13日(14日) 東太子＝24日(25日) 東弓削＝21日(22日)

【ふ】福万寺町北＝6月30日(1日) 福万寺町＝6月30日(1日) 福万寺町南＝6月30日(1日) 福栄町＝6月30日(1日) 二俣近鉄線以東＝16日(17日) 二俣近鉄線以西＝21日(22日)

【へ】別宮＝18日(19日)

【ほ】本町＝13日(14日)

【ま】松山町＝20日(21日)

【み】美園町＝3日(4日) 宮町府道八尾枚方線以西＝3日(4日) 宮町府道八尾枚方線以东＝4日(5日) 緑ヶ丘1、2、4丁目＝5日(6日) 永越＝9日(10日) 緑ヶ丘3、5丁目＝11日(12日) 南小阪合町＝19日(20日) 南亀井町＝23日(24日) 南太子堂＝24日(25日) 南木本＝25日(26日) 都塚＝21日(22日) 南本町＝20日(21日)

【や】山賀町府道八尾枚方線以東＝2日(3日) 山本町北7、8丁目玉串川以西＝2日(3日) 山賀町府道八尾枚方線以西＝3日(4日) 山城町＝4日(5日) 山本町北6～8丁目玉串川以东＝6月30日(1日) 山畑＝9日(10日) 山本町北1～5丁目＝11日(12日) 山本町北6丁目玉串川以西＝11日(12日) 山本町＝12日(13日) 山本高安町＝17日(18日) 大字安中関西線以北＝18日(19日) 大字安中関西線以南＝27日(28日) 山本町南＝19日(20日) 安中町＝14日(15日)

【ゆ】弓削市道志紀22号線以北＝27日(28日) 弓削市道志紀22号線以南＝21日(22日)

【よ】陽光園＝14日(15日) 八尾木＝18日(19日)

【わ】若林町＝25日(26日) 若草町＝6日(7日)

やお市政だより

第459号

2

昭和47年6月20日

市の行事

6/26 (月)	☆家児 ☆	☆ツベルクリンの接種 14.00~15.30 八尾保健所
27 (火)	☆家児 ☆交通 ☆青少 ☆親と子の体操教室 13.30~16.00 教育センター ☆不用犬の受付 9.00~15.00 八尾保健所	☆ツベルクリンの接種 9.15~11.00 八尾保健所
28 (水)	☆貿易記念日 ☆家児 ☆結婚 ☆行政 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.00 八尾保健所	☆BCG接種 14.00~15.30 八尾保健所 ☆日本脳炎の予防接種(2回目) 14.00~15.30 南高安小、曙川小
29 (木)	☆家児 ☆青少 ☆婦人スポーツ教室(バトミントン) 13.30~16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室(バスケットボール) 17.30~21.00	☆BCG接種 9.15~11.00 八尾保健所 ☆日本脳炎の予防接種(2回目) 14.00~15.30 竜華小
30 (金)	☆家児 ☆身障 ☆PCB汚染を考える講演会 13.30~15.30 八尾商工会議所	☆日本脳炎の予防接種(2回目) 14.00~15.30 用和小 ☆大そうじ開始(〜7月27日)
7/1 (土)	☆防災の日 ☆国民安全の日	
2 (日)	☆半夏生	
3 (月)	☆家児 ☆心配	
4 (火)	☆家児 ☆交通 ☆青少 ☆親と子の体操教室 13.30~16.00 教育センター ☆出張献血 10.00~15.00 市立病院 ☆不用犬の受付 9.00~15.00 八尾保健所	☆農業委員会委員選挙届け出 8.30~17.00 選挙管理委員会
5 (水)	☆少年を守る日 ☆家児 ☆結婚 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.00 八尾保健所	☆日本脳炎の予防接種(1回目) 14.00~15.30 志紀小 ☆農業委員会委員選挙届け出 8.30~17.00 選挙管理委員会
6 (木)	☆家児 ☆法律 ☆青少 ☆婦人スポーツ教室(卓球) 13.30~16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室(〃) 17.30~21.00	☆日本脳炎の予防接種(1回目) 14.00~15.30 山本小
7 (金)	☆七夕 ☆家児 ☆身障 ☆府の巡回交通相談 10.00~16.00 市民相談室	☆日本脳炎の予防接種(1回目) 14.00~15.30 北高安小
8 (土)		
9 (日)		
10 (月)	☆国土建設週間 ☆家児 ☆心配 ☆ツベルクリンの接種 14.00~15.30 八尾保健所 ☆日本脳炎の予防接種(1回目) 14.00~15.30 久宝寺小、桂隣保館	

☆みなさんの近くで起こった善意・善行・伝統的行事などがありましたら市広報係へ(TEL91-3881)



葉を刈りて 明るくなりし 縁側に
夫(ツマ)にすすむる新茶を置くも
川口茂子



《PCB汚染を考える講演会》

市産業課では、消費生活に不安を投げかけ社会問題になっているPCB(ポリ塩化ビフェニール)汚染の実態と人体に及ぼす影響についての講演会を次のとおりに開きます。

☆とき 6月30日(金) 午後1時30分〜3時30分

☆ところ 八尾商工会議所(市役所前)

☆講師 京都市衛生研究所 藤原邦達氏



《ゴキブリ駆除は町ぐるみで》

6月はゴキブリ駆除月間です。町ぐるみで駆除運動を実施しましょう。

ご希望のかたは、近くの衛生婦人奉仕会会長または町会長を通じて市衛生課(TEL91-3881)まで申し込んでください。無料で薬剤をお渡しします。



《看護婦、助産婦を募集しています》

市立病院では、助産婦、看護婦、准看護婦を募集しています。

☆資格 助産婦=40歳未満、看護婦=35歳未満、准看護婦=30歳未満で免許証を持っている人

応募されるかたは、履歴書、資格免許証を添えて市立病院庶務課(TEL22-0881)まで申し込んでください。



《保母を募集しています》

市では、保母を募集しています。

☆資格 大学、短大、高校を卒業または見込みの人で、保母資格を有する人

☆試験 7月16日(日) 午前9時〜清友高校で

応募される方は、7月10日までに市人事課まで

身障 = 身体障害者相談 **心配** = 心配ごと相談 **結婚** = 結婚相談 いずれも13時〜16時 福祉会館で **家児** = 家庭児童相談 10時〜16時 福祉会館で **青少** = 青少年受護相談 9時〜17時 教育センターで **交通** = 交通相談 **法律** = 法律相談(予約制) **行政** = 行政相談 いずれも 13時〜16時 市民相談室で

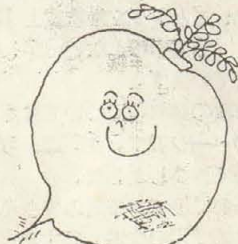
●47年度モニターを募集しています



市は市政に関する市民の意見、要望などを継続的に求め、市民生活に直結した市政を進める資料とするため「市政モニター」を募集しています。

☆応募資格 満20歳以上の選挙権を有する市民で、国、府、府下市町村の公務員でない人 ☆定員 50名 ☆任期 10ヵ月(昭和47年8月〜) ☆謝礼 年額3,000円
モニターに応募されるかたは7月20日までに市役所市民相談室、各出張所に備えつけの申込書で申し込んでください。くわしくは、市公聴課(電91-3881)まで

●農業委員会の委員が改選されます



農業委員会委員の任期(3年)満了にともなう委員の選挙が7月14日に行なわれます。

この選挙の立候補届け出の受付は、次のとおりです。

☆届け出期間 7月4日と5日の両日、午前8時30分から午後5時まで ☆届け出場所 八尾市選挙管理委員会事務局(市民ホール1階) ☆立候補できる人 農業委員会委員の被選挙権のある人

なお、くわしくは選挙管理委員会へお問い合わせください。

お知らせ

●予防接種のこと

電91-3881 内線246

■6月21日から日本脳炎の予防接種が始まります

6月21日から日本脳炎の予防接種を行ないますので忘れず受けましょう。

☆予防接種を受けられる人 生後6カ月以上で市内に住んでいる人（こしはじめて受ける人は、1週間おいて2回目も受けてください。去年2回または毎年受けている人は1回）

☆料金 おとな1回 160円、満2才までの人は1回80円

☆接種を受けられない人 ・熱の高い人、病気で体が弱っている人、妊産婦・はしか、おたふくかぜ、水ぼうそうなどが治って1ヵ月過ぎてない人・種とう、小児マヒ、はしかBCGの接種を受けて1ヵ月過ぎてない人、そのほかの予防接種を受けて2週間たっていない人

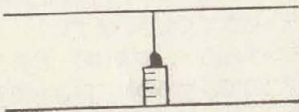
＜日程＞

1回目	2回目	会場
6月21日(水)	28日(木)	南高安小学校
〃	〃	曙川小学校
22日(木)	29日(木)	竜華小学校
23日(金)	30日(金)	用和小学校
7月5日(水)	13日(木)	志紀小学校
6日(木)	14日(金)	山本小学校

7日(金)	15日(土)	北高安小学校
10日(月)	17日(月)	久宝寺小学校
〃	〃	桂 隣保館
11日(火)	18日(火)	安中 隣保館
〃	〃	安 中小学校
12日(水)	19日(水)	清 友幼稚園
20日(木)	27日(木)	北山本小学校
〃	〃	中高安小学校
21日(金)	28日(金)	大 正小学校
〃	〃	竹 淵小学校
24日(月)	31日(月)	八 尾小学校

時間はいずれも午後2時～3時30分
なお6月5日号の「やお市政だより」と同時にご家庭に配布しました「問診票」がないと接種が受けられませんので当日、ご家庭で問診票に記入、捺印をして必ず会場へ持参してください。

また、問診票は（家庭4人分を配布していますが不足するときは近くの出張所でもらってください。



●住宅のこと

電91-3881 内線389

■身障者、老人福祉住宅の入居者を募集しています

大阪府では「身体障害者および老人福祉住宅」の入居募集をおこなっています。

☆住宅の所在地 堺市野々井、高槻市桂本の2カ所です。

☆募集戸数 堺市は、身障者用31戸、老人用18戸、高槻市は、身障者用59戸、老人用15戸です。

☆受付 7月5日まで。福祉事務所で申込資格など詳しいことは福祉事務所までお問い合わせください。



●運転者のこと

電92-1234

■優良自動車運転者の表彰申請を受けつけます

八尾警察署、八尾交通安全協会では、優良自動車運転者の表彰申請を受けつけます。

☆受賞資格

①運転免許を受けた日から数えて昭和47年7月1日現在で引き続き5年以上経過し無事故で運転停止処分を受けていない人

②現在、大型自動車、普通自動車、大型特殊、自動2輪の運転に専従している人

③過去3年間に一般講習（更新時講習は除く）を3回以上受けていること

申請の受け付けは6月25日～7月5日の間
八尾警察署交通課または八尾交通安全協会で行なっています。



●文学教室のこと

電23-4115

■第6期文学教室が7月6日から開かれます

市立労働会館分館（植松町）では、恒例の文学教室（第6期）を7月～11月まで開きますので多数ご参加ください。

☆とき 7月6日からの毎週木曜日午後6時～8時 ☆ところ 労働会館分館（近鉄バス植松または太子堂下車すぐ）

定員は100名で受講料はいりません。

受講希望されるかたは、印鑑持参のうえ同分館へお申し込みください。

＜7月分日程＞

7月6日 開講式、万葉の世界 阪大名譽教授 犬養孝 13日 近代文学研究 樋口一葉、帝塚山大教授 神原美文 20日 川端康成の死をめぐる…作家の自殺 大阪外大教授 法橋和彦 27日 高松塚古墳の時代と背景 奈良女子大教授 門脇慎二（敬称略）



●消費者講座のこと

電91-3881 内線237

■消費生活夏季講座を開きます

市産業課では、豊かな商品知識を身につけいつも合理的な消費生活ができる賢い消費者を育てるため次のとおり「消費生活夏季講座」を開きます。

☆とき 7月12日(水)～8月9日(水)
毎週水曜日午後1時30分～午後3時30分

☆ところ 八尾商工会議所（市役所前）
定員は60名（定員になりしだいしめきります）で受講料はいりません。

受講希望されるかたは7月8日(土)までに市役所産業課へ申し込んでください。

＜講座日程＞

第1週 食品添加物について 大阪市衛生研究所 岡村一弘 第2週 化粧品を考える 日本消費生活コンサルタント協会 坪村ミチ 第3週 衣料品の選び方 旭化成繊維問屋 第4週 商品流通のしくみ 大阪府大経済学部助教授 谷山新良 第5週 消費者物価の動向 大阪府大経済学部教授 武部善人（敬称略）



●水道のこと

電22-1661

■給水装置とポンプ、ボイラーなどをじかに接続しないでください

水道のじゃ口など給水装置とじかにポンプボイラー、冷却器などの特殊機械装置を接続することは違反工事です。そのような箇所がありましたらすぐに取りはずしてください。

もしそのまま放っておくと断水のときに思わぬ事故が起こったり大きな被害を受けることがあります。

水道局では、このような事故や損害については、いっさい責任を負いませんのでご理解

ください。
なお、このことについてわかりにくいことがありましたら水道局工務課までお問い合わせください。



●監査のこと

電91-3881 内線284

■保健衛生部の監査を行ないました

このほど保険課、衛生課、清掃事業所、衛生処理場の監査を行ないました。こん回の監査は、昭和46年度の事務が関係法令にしたがって、適正に効率的に行なわれているかどうかについて行なったものです。

＜保険課＞ 1、減免申請について＝申請書を受け付けするときは、慎重に審査のうえ受理するよう注意しました。

2、療養費の申請について＝申請年月日より証明書年月日が後日になっているものがありましたので注意しました。

3、任意給付の整理について＝任意給付費の支給については、財務規則により資金の前渡しを受け事務処理に万全を期すよう要望しました。

4、徴収簿の整理について＝審査の結果は、おおむね適正に消し込みされていました。なお一部金融機関から主管課への納付が遅延しているものがありましたので指導するよう要望しました。

＜衛生課＞ 1、墓地火葬場関係の書類整理について＝多年度にわたっていたものがありましたので、区分紙などを入れ年度を明確にするよう注意しました。

2、防疫薬剤の出納について＝審査の結果はおおむね適正に記録整理されていました。

3、し尿汲取り券の整理について＝審査の結果は、おおむね適正に消し込みされましたが、交付台帳に日付などを表示した消し込みをするよう要望しました。

＜清掃事業所＞ 1、減免申請について＝審査の結果は、おおむね適正に整理されていました。なお一部申請書に不備な箇所がありまし

たので注意しました。

2、じん芥処理手数料の徴収簿について＝審査の結果は、おおむね適正に消し込みされていました。なお一部抹消しているものがありましたのでその事由を記載するよう注意しました。

3、死獣処理について＝手数料はすべて収納されていましたが、処理件数の記入もれがありましたので的確に記入するよう注意しました。

4、安全運転について＝事故はすべて公務上でありましたが、運転者は細心の注意をもってより一層安全運転に努めるよう要望しました。

5、施設および公用車の管理について＝監査の結果は、おおむね適正に管理されていました。

＜衛生処理場＞ 1、物品購入契約について＝物品を購入する契約書の写しに年月日の記載もれがありましたので注意しました。

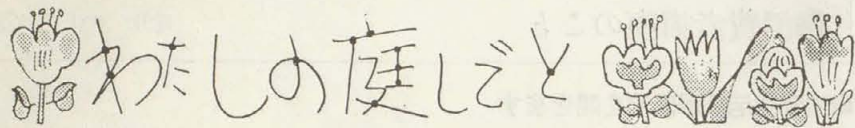
2、施設の管理について＝監査の結果は、おおむね適正に管理されていました。

＜各課共通事項＞ 1、予算執行事務について＝執行事務は、おおむね適正であると認めました。

2、備品台帳の整理および備品の管理について＝台帳の整理は、おおむね適正であり、備品との照合においても、現品と一致し適正に管理されていました。



市民のページ



花とわたし——その1

こん回から毎月20日号に「わたしの庭ごと」を掲載することになりました。

1回目は、花づくり50年という田中成雄さん(田井中 413、八尾木郵便局勤務)に、花しょうぶの針植え栽培についてお聞きしました。

■花しょうぶ

うっとうしい梅雨。毎日、毎日がむし暑くてやりきれない今日このごろですが、その中で涼しさを感じさせてくれるのが、青や紫などに咲きほころぶ花しょうぶ。

【株分け】 花のすんだ後の6月下旬から7月中旬が最もよいようです。こし開花した花茎の両側に1対の強い芽がでていますのでそれを1芽ずつハサミで切り分けます。

【植え方】 21cm 鉢を使った2本植、3本植①株分けした株を約20cmぐらい切りこみ、2本(3本)をそろえて、鉢に3cm ぐらいの深さに植えこみます。

植える土は、田土でいけます。

②植えつけの時は、肥料(油かす)はいりませんが、9月と翌年3月に小さじ1杯ずつ2、3カ所にほどこします。

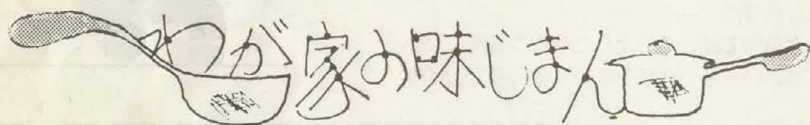


③夏の間は、葉がよく繁るよう水をかかさなよう注意します。

その他、花しょうぶについてのくわしいことは、田中さんまで(電話 92-4233 八尾木郵便局)

★ご連絡ください

せまい所で花造りをされている人、変わった花作りをしている人などがおられましたら、市公聴課広報係(電91-3881 内線201)までご連絡ください。



■小あじの南蛮漬け

こん回は、植松町2丁目に住む松村洋子さん(主婦)に「小あじの南蛮漬け」の作り方のお話を聞かせていただきました。

「どこのご家庭でもござんじの料理だと思わうのですが、私は母から習いました。これから暑い夏に向い、食欲も落ちがちになります。

この小あじの南蛮漬けは、魚のくさ味もなく、あっさりして、栄養もあり、日もちもしますので、夏の食べ物にもってこいだと思います」

☆材料 小あじ10匹、たまねぎ 100g、にんじん50g、ピーマン1個、赤とうがらし1個、しょうが適量、塩、こしょう少々、しょ



うゆ大さじ4杯、砂糖大さじ2杯、酢1カップ、油適量

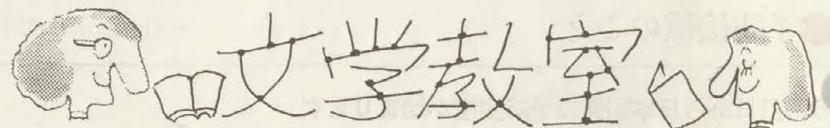
☆作り方 ①小あじを乾いた布でふき、水気を取る。

②たまねぎ、にんじん、ピーマン、赤とうがらし、しょうがを千切りし、二杯酢につける。

③小あじを油できつね色になるまで揚げる ④小あじの油をきり、②で作った二杯酢につけてできあがり。

★投稿してください

こん回から「わが家の味じまん」を連載することになりました。みなさんご家庭の自慢料理がありましたら、市公聴課広報係(本町1-1-1、電91-3881)まで投稿してください。



新時代の文化を求めて——その1

■私の体験談

●文学教室開講を待ちて
植松町7丁目6-4
山野トシエ(主婦)



友へ。衣替えも済んで、青葉が緑色に、銀色に、光り輝く頃になりますと、私は毎年、八尾市労働会館分館で開かれる、文学教室に行きます。

講師には、東京教育大学の先生とか、京大、阪大等の大先生、万葉の犬養先生、また詩人の小野十三郎さん、万歳作家の秋田実先生や、落語の笑福亭松鶴、桂米朝といった、楽しい方々もきてくださいます。

教室の始まるのが、午後6時-8時と夕食の時間帯なので、主婦の私には、大変にくいのですが、子供が「おかあさん、週1回ぐらい、食事のしたくしといてくれたら、おとうさんと僕とで食べとくよ」と、言ってくれましたので、第2回より出席しております。

2時間の話の間中、とても楽しい時も、ためになる時も、こんなこと言えた義理ではないんですけど、つまらない時もあります。

そんなつまらない時でも、何かひと言ぐらいい心に響く言葉があるものです。たとえば「人が歴史を作り、そしてその人が歴史を動かす」とか、ロシア文学の、「エヴゲーニイ・オネーギン」の講座を聞いた時は、後日同名の、ロシア国立歌劇をテレビで見て、深い感銘を覚え、教えてもらってよかったなあと、つくづく思ったものです。

井の中の蛙でしかない私も主婦が、いくらでも貯蔵のきく頭の中に、日本中を、世界を、宇宙を、森羅万象を、無限に吸収して、老化を予防し、より豊かな心で生活ができ、また手紙もちょっぴり上手に書けますようにと欲の深いことを願って、今年も夫婦ともども、文学教室に行こうと、心待ちしている今日この頃です。



●文学教室に参加して
東弓削 249-8
原 妙子(会社員)

市政だよりで、文学教室開催のことを知り、何となく興味をそそられ参加したのが昨年のことです。読書は前から好きでいろいろ読んでいましたが、講師の先生の話を聞いたり、いろいろな人々の意見を聞くのも、1人だけの世界で本を読みふけているのとまた違って楽しいものでした。受講してまず驚いたことは、生徒層が十代から七十代までと言う幅広さでした。家に帰れば「ご隠居さん」という感じのおばあさんが必死で鉛筆を走せておられる姿を見るとしみじみ勉強は若い時だけでなく、自分にその気さえあれば何歳になってもできるんだと思いました。いろいろなテーマが取り上げられましたが長編ものになると読みづらくて中途までしか読まずに受講したため、あら筋のはあくにとどまったり、ある時は先生の熱気におおられてか時のたつのも忘れて夢中で聞き入ったり、好きな作家を講師の先生にメチャクチャにけなされがく然としたこともあったり、時には退屈な講義もありました。教室は7月に始まり11月に終わったのですが、勤務後の2時間を有意義に過ごすことができたし、自分が感じたことを少しでもよいから表現しようと言う心を見つけたことが何よりの成果だったと思います。なぜか講義のある日にはよく雨が降りましたが、そんな時の館員さんの優しいひと言にどれだけ励まされたかわかりません。こしも教室の開かれる頃となりました。今から開講の日が楽しみです。

次回(毎月20日号)から文学教室(3面おしらせ欄をごらんください)の講義内容を掲載していきます。

●モニター通信

■市民課の人員を増やしてはどうか

(モニター丁)

市民課は、住民票、その他私達の生活に密着する業務をしている市の窓口です。

課員のみなさんが、それぞれ与えられた仕事に全力をつくしておられるのは感謝していますが、人口の増加が直接この課に影響するためか、非常に忙しいように見受けられます。

そこで、他のいく分業務の閑散な課から人員の配置換えをしてはどうでしょうか。

また、この課の仕事は、直ちに他の市町村と関係します。あまり筆跡の悪いのは、市の態

面にも関しますので、できる限り、字も正確に書く練習をしていただきたいと思ひます。



(市民課)

ご指摘のように市民課は、戸籍、住民票など直接市民の生活に密着した仕事をしています。

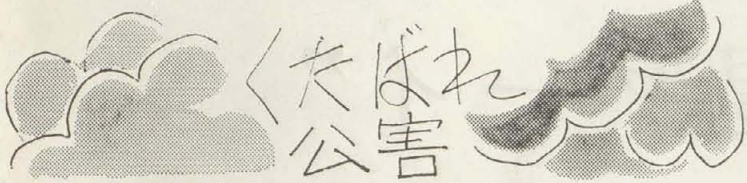
市民サービス向上をはかるため、事務の改善、職員研修など努力をしていますが、職員数についてはむづかしいものがあります。というのは、人口増加は毎年5%程度ですが、事務量は、約15%以上も増加しています。

市民課では、毎年5%程度の増員(2-3名)をしています事務量の増加においつかないのが実情です。また、季節的に事務量の変動が激しく、たとえば、1年を通じて1月から5月中旬が多く、1カ月では、月初めと終り、1週間では、月曜日と土曜日が多、いように適正な職員数を何に求めるか非常にむづかしいものです。しかしながら、こ

の意見をこん後の人事の参考として、一層の市民サービスに努力していきたいと思ひます。

なお、窓口職員の字の訓練も職員研修にもりこみ、その向上をはかっていきたいと思ひます。

市民のページ



■市内の公害は「騒音」がトップです

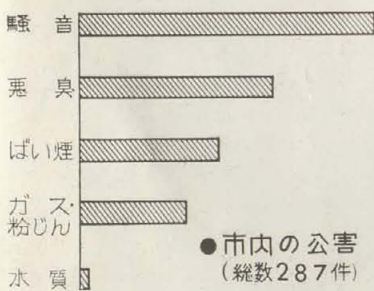
前回は、国や府や市で取り扱っている公害は、事業や人の活動で起こる、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭の7種類で、これらを「典型7公害」と呼んでいることを説明しました。

今回は、この7公害が八尾市ではどのように発生しているかを調べてみましょう。

昨年1月から12月までの間に、市の公害課で扱った公害の苦情や陳情の件数は287件でこの内訳は、騒音が92件、悪臭が57件、ばい煙が41件、ガスや粉じんが41件、水質関係が33件、振動が19件、その他4件となっています。

騒音が一番多く、全体の32%をしめていますが、この騒音公害は他の公害にくらべて局地的な公害といえそうです。被害者は特別なものを除いて隣近所に限られるからです。

これから夏の間、窓を開ける季節に民家と小さな工場が密集している所で苦情が多く出



ています。工場の業種では、プレス関係や鍛造業、プラスチックの成型加工業などが多くこれらの仕事をしている方や工場の方は、近所にご迷惑のかからないよう防音に充分注意してください。

次に多い悪臭、ばい煙、ガス粉じんなども夏に多くなります。

業種は、鋳物業、アルミ関係、プラスチック関係、化学工業などです。

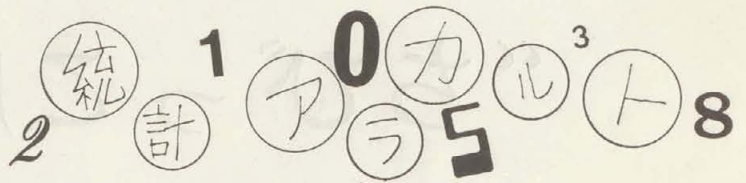
水質関係の公害は、一昨年暮、星電器製造KKのカドミウムメッキの排水から農作物の汚染に広がり、大きな社会問題になったことは皆さんの記憶に残っていることでしょう。

このように水質汚濁の公害は、単に水だけにとどまらず、農業被害から食物汚染につながるだけに見逃がすことのできない公害です。

業種としては、やはりメッキ業や酸、アルカリなどの薬品をたくさん使う工場ですが、これ以外にも、重油や廃油が用水路に流れる場合も多く、これから梅雨期に入りますので関係業者の方々は施設の再点検と維持管理の注意が必要です。

なお、カドミウム公害につきましては、事件の発生と同時に、会社がカドミウムメッキをやめ、施設を撤去したこと、また被害農家の健康診断を行いました。カドミウムの人体影響が認められないこと、5月6日、被害農家と会社は、府公害審査会の調停で和解が成立したことで解決しています。

振動は、だいたい騒音と同じ傾向です。



■人口の重心

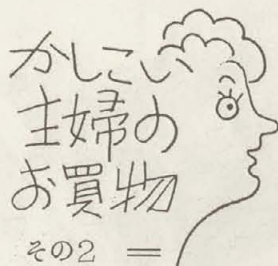
自転車に乗ったり、運動をするとき、よく体の重心をうまくとりなさいというようなことがいわれます。また、針や細い棒でも、うまく重心（物体の各部分の重さの集中する点）をとると、物を落ちないようにさえることができます。これと同じ理屈で、八尾市を一つの平面と考えると、どこか一点でさえることができるはずなんです。この場合、赤ちゃんからもうとりのような人まで、同じ体重と仮定します。このように、重心の考えを人口にあてはめたのが、人口の重心です。

昭和35年の八尾市の人口重心は、清水町2丁目（成法中学付近）40年は、南本町5丁目、45年は、高美町（高美小学校付近）と、だんだん東に移ってきています。このように、人口の重心をたどっていくと市の発展方向の一つの目安になります。このことは、次の各地区の人口増加率をみても端的にあらわれています。

	35-40年	40-45年
全 市	38.6%	33.8%
① 八尾地区	48.7	34.4

② 竜 華	30.2	13.6
③ 久 宝 寺	19.7	△15.0
④ 西 郡	26.3	47.3
⑤ 大 正	25.7	20.3
⑥ 山 本	52.9	78.3
⑦ 竹 淵	16.4	△6.8
⑧ 南 高 安	41.5	32.7
⑨ 高 安	30.3	38.9
⑩ 曙 川	74.7	82.5
⑪ 志 紀	43.9	32.2

△印は減少率を示す。



＜表示と中味が違っていたもの＞

☆粉わさびのかんに「生わさび」の絵がかれていた。

☆いわし、さば、あじなどの混合けずりぶしを「花かつお」と、いかにも、かつおの削りぶしのような表示がしてあった。

☆幅11.5mmと表示されているトイレットペーパーが、実測すると10.7mmしかなかった。

☆衣料品を買ったが、表示してある通りの寸法や年令では大きすぎる（小さすぎる）

☆店頭で見本を見て食器戸棚を買ったが、店で見本のと違う商品が届いた。

＜まぎらわしい表示をしていたもの＞

☆「全糖」製品と強調しているジュースが小さく目立たない所に「添加物を使用している」と書いていた。

☆「きしめん」を買ったが、JAS（農作物資規格）がついていないのに「JAS認定工場製造」の表示があった。

☆バターとマーガリンの区別がしにくい表示がしてあった。

☆買い足ししなければ完成しないおもちゃを、あたかも1セット入っているようにみられる表示をしていた。

＜その他＞

☆ソーセイジに製造年月日がなかった。

☆油であげたあられ（包装してあった）に製造年月日の表示がなく、臭いがした。

これらのうそつき商品は、業者の悪意によるものが多いわけですが、消費者が買うときに「もう少し商品を見ておれば…」もう少し品質表示マークの知識があったら…。」という場合も少なくありません。

市産業課（電話91-3881 内線237）府消費生活センター（電話06-344-2861）では、消費生活相談窓口を開いていますので、「こんな商品を買わされた、こんなことが知りたい」というようなことがありましたら、泣き寝入りなどせずに、どしどしご利用ください。

■うそつき商品あれこれ

「全糖粉末ジュース」「ウール100%服地」など、商品にはたいがい品質や中味を説明する「表示」がしてありますが、この表示は、私たちひとりひとりに違った名前があるように、いわば商品の「顔」です。

わたしたちは、この商品の「顔」をたよりに買物をするわけですが、うっかりするとひっきりやうそつき表示をしている商品が、たくさん見つけられます。

関西消費者連合会や府立消費生活センターの苦情相談窓口へ持ちこまれた不当表示商品には、次のような例がありました。



この中にもうそつき商品が……

健康手帳

■乳歯を大切に

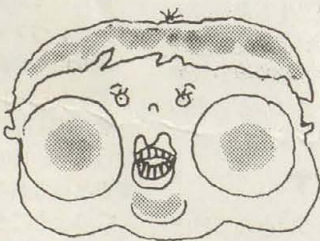
公衆衛生は著しく向上してきたのに、幼児のムシ歯は、かえって増える傾向がみられます。しかし、これは、歯の衛生知識の低さが原因になっているようです。

「乳歯はやわらかくて、ムシ歯にかかりやすいが、どうせ、すぐ生え替わる歯だから、ほうっておけばよい」と思っているお母さんが多いのではないのでしょうか。

しかし、こどもさんが3-4歳になると、ムシ歯で毎晩泣かされて困った経験をされたお母さんも、多いことでしょう。ムシ歯は一度かかると自然にはなおらないし、歯科医さんも聞きわけのないこどもには手こずる場合が多くて、大変やっかいなものです。

乳歯のムシ歯は永久歯にも悪い影響を与えます。ムシ歯のそばに生えてくる永久歯をムシ歯にかかりやすくするし、歯ならびを悪くする原因にもなります。また、ムシ歯が多いと硬い食物をきらい、偏食するようになります。

乳歯のムシ歯を予防するには次の点に注意



八尾保健所長 藤 沢 好 成

しましょう。

☆おやつとの与え方に気をつける おやつは牛乳や乳製品を主とし、キャラメルチョコレート、チューインガムなど、甘いものをあたえない。特に就寝前のおやつは禁止しましょう。

☆歯をみがく習慣は2歳から 歯がはえ始めたからガーゼか綿花で毎晩、歯をつまむように、ぬぐってあげてください。2歳になったら歯ブラシの使い方や、うがいのしかたを繰返して教え、毎食後、歯をきれいにする習慣をつくりましょう。

☆定期検診と早期治療 2歳になると急にムシ歯がふえてきます。年2-3回は歯科医の検診を受け、早いうちに見つけて、すぐ治療をすませることが大切です。

☆保健所でフッ素塗布を受けましょう 保健所では、毎週水曜日（午前9時-11時、午後1時-3時）と第4金曜日（午前9時-11時 1歳6カ月の幼児のみ）にフッ素塗布をしています。1歳6カ月ぐらゐから始めましょう。



やお市政だより

6

昭和47年6月20日

第459号

市民のページ

“ちびっこ広場ヤーイ”

《安心して遊べるこども
の広場をつくってほしい》

＝街頭での市民の声＝

街頭に出て、ちびっこ広場、児童遊園について市民の声をひろいました。

「北久宝寺に住んでいます。近くに児童遊園があることはあるのですが、府道（大阪八尾線）を渡らなくては、そこへ行けません。だから、こども（5歳）を1人では、あぶなくて行かせることができません。

子を持つ親なら誰でもおなじだと思うのですが、安心してこどもを遊ばせる所が近くにできたら、どんなにうれしいかわかりません」

「近くの団地の中（南本町）に遊園地があるので、こどもたちはそこで遊んでいます。いまのところ、ちびっこ広場とか児童遊園を造ってほしいとは思いませんが、造っていただければそれにこしたことはありません」

その他、いろいろの声がありましたが、現在近くにちびっこ広場や児童遊園などがある地区の市民はそれほど建設を望んでいないようです。

しかし、ちびっこ広場や児童遊園が近くにない地区の市民は、切実にこどもの広場をつくってほしいと訴えていました。



《児童課のはなし》

■ちびっこ広場、児童遊園とは……

現在、市内には、ちびっこ広場が30カ所、児童遊園が32カ所ありますが、市内には、まだまだちびっこ広場や児童遊園が少ないように思います。

最近のように、交通事故が激増している時代では、当人のこどもはもちろん、両親にとっても、こどもの遊び場は頭痛の種だと思います。

児童課でも、こどもたちがのびのびと、安心して遊べる広場を造ろうと、毎年、積極的に取り組んできました。こどもの広場は100㎡から300㎡の広さのものをちびっこ広場、300㎡以上のものを「児童遊園」と呼んでいるのですが、昨年は、ちびっこ広場6カ所、児童遊園3カ所の合計9カ所を新設しました。

ちびっこ広場1カ所をつくるのに、だいたい20万円～30万円、児童遊園で60万円～80万円かかります。

土地は、市民の方に提供していただいていますので、遊具、フェンスなどの費用です。

■こどもの広場づくりにそっぽをむいた府

八尾市が昨年度中に、ちびっこ広場や児童遊園をつくるのに使った費用は469万円ですが、このうち府の補助は180万円でした。

府から、ちびっこ広場には7割5分、児童遊園には5割の補助ができることになっていますが、実際に造った場合にかかる額の4割にしかすぎないのです。

このように府の補助が少ないだけでなく、昨年度から府下の各市が出した、ちびっこ広場や児童遊園の新設計画を、府がなかなか認めてくれないようになりました。

これは、府が43年から45年までの3年間で、こどもの広場が1,030カ所新設され、「府下に1,000カ所のこどもの広場を新設」という目標を上まわったため、こどもの広場を、なるべく認めない方針をとりだしたからです。

昨年度の府の当初予算には、府下全域で、あわせて20カ所の新設費しか予定されていませんでした。

このため、各市の強い要望に押され、最終府会で、各市から出された設置計画が、やっと通ったという状態でした。

また、今年度は府の当初予算は、まったく組まれていません。

一方、児童福祉について市の財政をみた場合、保育所についても「1小学校区、1保育所」を目標に建設を進めていますが、建設費のほかに運営費として保育児1人あたり年23万円～24万円の赤字がでています。

そのうえ、ちびっこ広場や児童遊園の設置に対して、府の補助がでないとなると、市の財政負担がますます大きくなります。

■補助金を府に要望します

児童課としては、財源の裏づけさえつければ毎年10カ所程度づつ、児童遊園やちびっこ広場をふやしてゆきたいと考えていますので、市長会、議長会、担当課長会議などを通じて、ことしも補助予算をつけてもらうよう、府に強く要望していく予定です。

■空地をお持ちの方、提供してください

最近、市有地も少なくなりましたので、児童課では、空地をお持ちの方にちびっこ広場や児童遊園をつくる土地を提供していただくよう呼びかけています。

契約は、原則として無償、5年契約で、その間、固定資産税が免除されます。

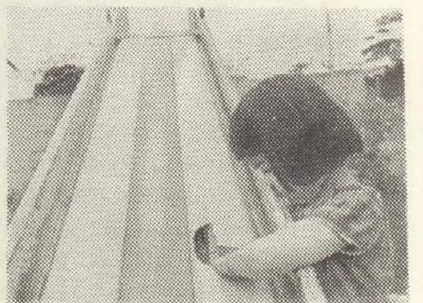
ご協力くださる方は、民生部児童課まで（電91-1972）ご連絡ください。

■遊具、フェンスがこわされて、困っています

最近、児童遊園の遊具、特にフェンス、スベリ台、ベンチブランコがよくこわされます。砂場に入れた砂が持ち出されることもあります。

昨年度1年間にフェンスが10カ所、スベリ台6カ所、砂の補充などで、約100万円が補修費として消えました。

このように多額の補修費がかかるだけでなく、こわれた遊具で遊んでいると危険ですので、こどもたちに「広場を大切にしない」と声をかけるとともに、遊具をこわしているところを見かけられたら、ひとこと注意してくださるようお願いいたします。



遊具をこわさないで！



やお市政だより

第459号

7

昭和47年6月20日

市民のページ

あなたにとって 市役所とは

なんですか？



失礼します。市役所の仕事について日頃感じておられることについておうかがいします。今回は、このテーマについて市民のみなさんの声を集めてみました。

☆トップバッターは、安中に50年住んでいるという67歳のおじいさん。「昔、町会の役員をしていたとき市役所に町会のごとでよく相談にいきましたな。ここは昔から水はけがわるまん。それで市役所に電話するんだけれどすぐきてくれま。わては仕事で2日とあけずに市役所に行ってまっから職員の前もよう知ってま。べつに市役所入りにくいこと思ったことはおまへんや」

☆つづいて、ちいさな子どもさん2人をつれた30歳くらいの主婦の方。「あなたにとって市役所はどんな所ですか」F「いっちゃいませともいわんし、なんのあいそもないところですよ」失礼いたしました…

☆国鉄八尾駅前のバス停。志紀に住んでおられるという21歳の女性「今から市役所に行きますの」「市役所についてどう思いますか」「なくてはならないものだと思います」「では、よくこられるんですね」「いいえ、今日が初めてですの」

☆22歳の大学生。大学では、地理学を専攻。「八尾市に望むことは、まず道路幅を広くとって、整然とした町づくりをしてほしいですね。このままほっておくとスラム化しますよ。それと日常生活に密着した課を増すべ

きですね。組織だけが大きくなりすぎて事務の処理がおくれたり、市民がまごつくことが多いですね。八尾空港は、宣伝飛行など、現状のままにすべきです」

☆昼下りの炎天下、八尾木の田んぼで、のら仕事のおじさんにインタビュー。「まあここにすわりなはれ」「おっちゃん、いそがしいところすみません」5分間の約束が、なんと延々1時間。以下はその抜粋。「役所から赤字になってもおかしいことありまへん。わてらの家でもそうでんが。赤字になるときは、黒字になるときもありま。やっぱり市民のための行政を大いにやってほしいでん。市民のレベルも高なってきたるし、昔

よりだいぶよくなってきましたな。ただ、公害がこないまへん。ビニールなんかのくずを外にほおりだしてる工場は、きびしくとりしまってほしいでん。家なんかでも、建築基準法を無視して建てるのがうちの近所にもありま。前の道路なんか、ちょっとしかとってまへん。これでは、建ててしまったら勝ちですわ。市も、地元の実情をよくみてほしいでん」

☆本町で商店を営んでいるという40歳くらいの女性。「市民課の仕事は、スムーズにしてくれるが、ほかの課はとっつきにくいです。主人は商店街対策などでよく市役所に行きます。商店街の言い分も、じゅうぶん聞い

てほしいですね」

☆大阪の平野から1年前に久宝寺に引越したという46歳の主婦。「まだ、きたところよくわかりませんが、市役所と市民の結びつきがうすいと思います。こちらにきて土地を買って建てたんですが、八尾市は私道の舗装には冷たいと思います」

☆福万寺南在住の40歳くらいの税務署員。「市役所と市民が離れてしまっていますね。もっと、しっかりした市民組織を確立する必要がありますね。道路なんか府と市が一体になって対策を考えてほしいですね。ゴミとりなんかは、よくやってくれています。金のかかる仕事は、市会議員を通してでないとなかなかやってくれない面がありますが、いちばん市民と密着しているのが、市役所でしょうね」

☆市民課に印鑑証明をとりきたという25歳の仏壇店の店員さん。「係員の態度が横へいに感じますね。事務も、もっとスピード化してほしいですね。まあ、市役所に自分の住民票があることで、安心感みたいなものはありますが」

☆みなさん、どうもご協力ありがとうございました。最後にひとこと「あなたにとって市役所とはなんですか」

市の話題

郷土の歴史をたずねて

その⑨

八尾の古墳

沢井浩三(郷土史家)

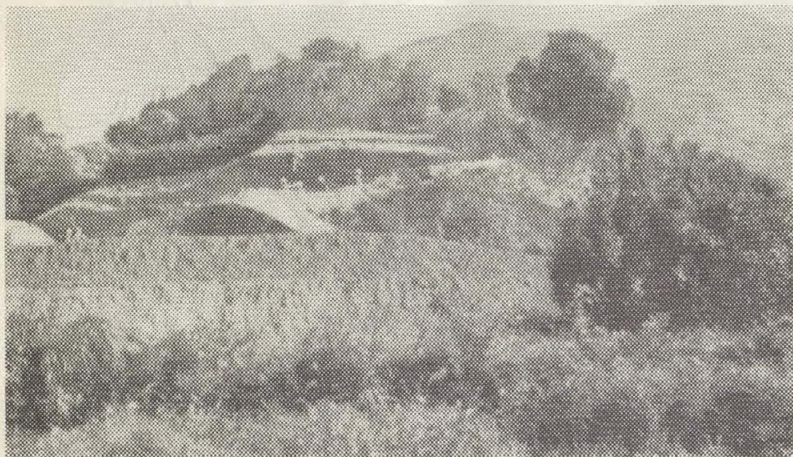
●古墳発掘調査の一こま

昭和43年11月、神立の東方で、上水道配水池の建設中発見された、通称おんち山の古墳である。既に明治の初めにこの山地が開墾されたとき、この地域にあった数基の古墳が破壊され、種々の土器や人骨が多く掘り出されたことが伝えられている。この古墳は恐らくこの時に大部分がこわされたと思われる。わずかに平板な石組みが1枚、側壁の所に立っているのみで、石室の姿はなく、石棺も蓋は

その砂片も見当たらず、棺の底部のみ残っている状態である。長さ199.2cm、幅82.5cmで箱型にくりぬいた形のものである。

後壁と思われる所から、同じく平板な巨石3枚が掘り出されているが、その元の配列の姿を知ることができない。

石棺の傍から須恵器の蓋や、つぼの砂片及び鉄片がわずかに発見されたのみである。神立古墳群の一つであり、この東側の谷を400m程上がった所、桃畑の中に墳丘のやや整った横穴式円墳が現存する。



古墳全景



●市民ホールで「救急蘇生法講習会」が開かれました

7日、八尾、松原、柏原市の先生約120名が市民ホールに集まり、「救急蘇生法」の講習をうけました。

講師の丸山圓一郎大阪教育大学教授は、スライドをまじえながら救急蘇生の基礎知識を説明、続いて、人形を使って、人口呼吸、心臓マッサージを指導しました。

先生方は熱心にメモをとる一方、人形を使った説明に真剣なまなざしを注いでいました。

●用和幼稚園で園児の歯みがき訓練が行なわれました

虫歯予防デーを前に、3日、用和幼稚園で歯みがき訓練がありました。

まず、絵本をみながら養護担任の先生から歯の大切さをおそわり、続いて、歯の模型を使って正しい歯の磨き方を練習しました。

最後に、1クラスずつ洗面所に出て、めいめいが新しい歯ぶらしを手に、先生の指導通りに歯みがきの練習をしました。



しあわせを築く道

人権の広場(5)

■心身障害児に教育を

「かあさんは、あたしをひもでつないで働かしていくのです。どこの施設も入れてくれない、重度身障児のあたしが、もっている権利は、ただ『義務教育』の免除だけです。」

昭和42年の夏、生まれて一度も友とふれ合うこともなく、一度も学校の門をくぐることもなく、7歳の重度障害の女の子は、団地のとざされたコンクリート壁の中で、ひもにつなかれて死んでいきました。これはこの八尾市のできごとでした。

このことは、単に偶然に起ったことではなく、よく似たことが、いくつも起っているのです。

知恵遅れ、自閉症、肢体不自由、視聴覚障害などをもった心身障害児には、人間としての権利が十分に保障されず、まわりの人々は、「へんなやつ」、「やっかいものだ」という目でみるか、せいぜい同情をよせる程度であるというのが、現状なのです。

教育については、就学免除・就学猶予という形で、学校教育の枠からはずされ、放っておかれてしまうことが多いのです。

義務教育の就学率が、99.9%とされている今日ですが、心身障害児の場合は、下記の表のような状況となっています。

＜心身障害児の義務教育段階の在学率＞

視覚障害者	42.3%
聴覚障害者	70%
精神薄弱者	41.7%
肢体不自由者	56.4%
病・虚弱者	8.5%
情緒障害者	0.8%
言語障害者	4.9%

平均 30.8%

(昭和45年5月1日文部省資料による)

この事実、憲法第26条にうたわれている、すべての国民の「教育を受ける権利」が、心身障害児には十分に



保障されていないことを示しています。

社会は、こどもたちに、より豊かな教育を保障しなければならないし、特に心身障害児の場合には、最大限の教育を保障して、ひとりひとりのこどもが持っている可能性をひきださねばならないのです。

ところが、現実には、行政の不備により、教師・施設などの教育条件が十分に整えられず、ややもすれば心身障害児は、教育条件の乏しい「福祉施設」におしこめられているのが実情なのです。

それどころか、その「福祉施設」も十分な収容力がなく、そこにさえ入所できない心身障害児が、たくさんいるのです。

近年、障害児をもつ親たちが中心となって、「すべての心身障害児に教育の保障を」のスローガンのもとに、全国的に「就学猶予、免除の返上運動」が行なわれ、各地で障害児の教育の機会均等を実現するために、とりくまれてきています。

この八尾市でも、昭和40年ごろから、母親たちが、「不自由なわが子のために訓練施設を市に要求しよう」という運動にとりくみ、くる日もくる日も、子どもを背おっての陳情などを展開しました。

そして、昭和41年7月にやっと八尾市立肢体不自由児訓練所が開設され、さらに昭和44年4月には訓練所内に、施設内学級として肢体不自由児学級が開級されたのです。

そして昭和47年4月現在、八尾小学校分校、成法中学校分教室あわせて9学級になりました。

しかし、施設、教員数など教育条件の整備が、急がねばならない状態です。

このような心身障害児問題について、私達八尾市民として、「あらゆる差別をなくして、すべての子どもの教育を受ける権利を実現していく」という同和教育の教訓に学びながら、児童憲章「すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる」の完全実現のため、ともに取り組んでいこうではありませんか。